

## 第 2 2 号議案

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部を改正する  
条例

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例（平成 1 6 年足立区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 5 条第 1 1 項」を「第 5 条第 1 0 項」に、「同条第 1 7 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 9 条第 1 項第 1 号中「第 2 9 条第 3 項」を「第 2 9 条第 3 項第 1 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。